

教育庁等職員の懲戒処分について

北海道教育委員会  
平成28年12月7日付  
(担当 総務政策局総務課人事グループ 内線35-103)

所属・職・氏名	処分内容	事故の概要
本庁主査 男性 (41歳)  (事故当時：道東地方教育局 主査)	減給3か月	事故者は、平成25年度から27年度までの「教育研究活動促進事業費補助金」に係る事務に関して、正規の手続きを経ないで交付決定通知等を作成し、上司に無断で教育機関に施行したほか、補助金に代わり26年5月に50万円、27年5月に50万円、28年4月に10万円、合計110万円を自費で教育機関の口座に振り込んだ。 また、事務処理が適切に行われていると装うため、虚偽の報告を本庁の担当者あてメールで送付するなどしたほか、教育機関から提出のあった25年度から27年度の補助金の関係書類を廃棄した。  (管理監督者：文書訓告4名)